

高知くらしの護身術

62

借金問題

貸金業登録のチェック

(2007年7月10日掲載原稿)

消費生活センターには借金のご相談がほぼ毎日寄せられます。

借金のなかでも、消費者金融いわゆるサラ金からの借り入れで返済が苦しくなったという多重債務に関するものが大半です。

このような相談には債務整理についてご説明をするとともに、本人が司法書士会などが行う専門家の法律相談を受けることをお勧めしています。

この最初の一步を踏み出すことで解決への道が開けるはずです。この法律相談は予約制ですが無料で受けられるものもあります。

また雑誌広告やダイレクトメールさらにはインターネットサイトでの広告を見て「低利・長期返済」と書いてあるが信用出来るかというような問い合わせも後を断ちません。違法なヤミ金業者の甘い誘いにはくれぐれも注意して下さい。

- 極端な低利
- 債務を一本化
- ブラックOK
- 無審査融資
- 信用を見るため保証金が必要
- 連絡先が携帯電話

などと謳^{うた}う業者はヤミ金の可能性大です。相手に電話をする前に必ず正規の貸金業登録をとっているか確認してください。

貸金業として登録があるかどうかのお問い合わせ先は、当センターや
高知県商工労働部経営支援課088-823-9905
財務省四国財務局高知財務事務所理財課088-822-9177
などがあります。

借金を返すために借金をするのは決して解決に繋がらないことを忘れないで下さい。